

岩手県告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大槌5番7号	大槌町社協指定訪問介護事業所	上閉伊郡大槌町大槌5番7号	上閉伊郡大槌町大槌第12地割71番地2	平成26年1月20日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大槌5番7号	大槌町社協指定訪問入浴介護事業所	上閉伊郡大槌町小槌第23地割86番地4	上閉伊郡大槌町大槌第12地割71番地2	平成26年1月20日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大槌5番7号	大槌町社協指定居宅介護支援事業所	上閉伊郡大槌町大槌5番7号	上閉伊郡大槌町大槌第12地割71番地2	平成26年1月20日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大槌5番7号	大槌町社協指定訪問介護事業所	上閉伊郡大槌町大槌5番7号	上閉伊郡大槌町大槌第12地割71番地2	平成26年1月20日

5 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大槌5番7号	大槌町社協指定訪問入浴介護事業所	上閉伊郡大槌町小槌第23地割86番地	上閉伊郡大槌町大槌第12地割71番地	平成26年1月20日

			4	2	
--	--	--	---	---	--